

麻薬研究施設チェックリスト(ver.01)

(鳥取県)

	項目	チェック欄
免許	免許証(麻薬研究者)を所持していること。	<input type="checkbox"/>
	免許証が失効していないこと。	<input type="checkbox"/>
	免許証を譲り渡し、又は貸与していないこと。	<input type="checkbox"/>
	免許証の記載事項に変更がないこと。	<input type="checkbox"/>
譲受け・譲渡し	麻薬を、鳥取県内の麻薬卸売業者以外から譲り受けていないこと。(国の譲渡許可を受けた者から譲り受ける場合を除く。)	<input type="checkbox"/>
	麻薬譲受証を、麻薬研究施設側の責任において作成していること。	<input type="checkbox"/>
	麻薬譲受証は、あらかじめ麻薬卸売業者に交付するか、麻薬及び麻薬譲渡証と同時交換を行っていること。	<input type="checkbox"/>
	麻薬譲渡証を2年間保存していること。	<input type="checkbox"/>
	麻薬研究施設の設置者が他の者に麻薬を譲渡する場合、その都度、国の許可を受けていること。	<input type="checkbox"/>
麻薬の 管理・保管	麻薬保管庫を適切に設置していること。	<input type="checkbox"/>
	麻薬は、麻薬研究施設内に設けた重量金庫など鍵のかかる堅固な設備(麻薬保管庫)内に保管していること。	<input type="checkbox"/>
	麻薬保管庫内に麻薬以外の医薬品(覚せい剤を除く)を入れていないこと。	<input type="checkbox"/>
	帳簿残高と在庫麻薬が合致していること。	<input type="checkbox"/>
記録	帳簿を備えていること。	<input type="checkbox"/>
	麻薬研究施設に複数の麻薬研究者がいる場合、各麻薬研究者が、それぞれ帳簿を作成し、管理していること。	<input type="checkbox"/>
	帳簿の記載事項が適正であること。 ①新たに管理に属し、又は管理を離れた麻薬の品名、数量及びその年月日 ②製造し、製剤し、又は研究のため使用した麻薬の品名、数量及びその年月日 ③事故届を提出した場合は、届け出た麻薬の品名、数量及び事故年月日(届出年月日を備考欄に記載) ④廃棄した麻薬の品名、数量及びその年月日	<input type="checkbox"/>
	帳簿と麻薬譲渡証の関係が適正であること。	<input type="checkbox"/>
	帳簿の記載には、すみ又はインク等の字が消えないものを使用していること。	<input type="checkbox"/>
	麻薬研究者は、帳簿を閉鎖したときは、速やかに帳簿を麻薬研究施設の設置者に引き渡していること。	<input type="checkbox"/>
	麻薬研究施設の設置者は、帳簿の引き渡しを受けた時は、最終の記載の日から2年間保存していること。	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>
麻薬の廃棄	古くなったり、変質、破損等により使用しない麻薬について、適正に廃棄手続きを行っていること。	<input type="checkbox"/>
麻薬の事故	管理している麻薬に事故が生じたとき、速やかに麻薬事故届を提出していること。	<input type="checkbox"/>
年間報告	11月30日までに、年間報告を提出していること。	<input type="checkbox"/>
	年間報告の記載事項は適正であること。	<input type="checkbox"/>
研究許可	麻薬研究施設の設置者が、ジアセチルモルヒネ、その塩類又はこれらのいずれかを含有する麻薬(ジアセチルモルヒネ等)の譲渡・譲受・廃棄をする場合は、国の許可を受けていること。 当該許可を受けた譲渡・譲受・廃棄が完了した場合は、完了後15日以内に、国に完了届出書を提出していること。	<input type="checkbox"/>
	麻薬研究者が、ジアセチルモルヒネ等を研究のため、製造し、製剤し、小分けし、施用し、又は所持しようとする場合は、国の許可を受けていること。	<input type="checkbox"/>
	麻薬研究者が、研究のため麻薬原料植物を栽培する場合は、国の許可を受けていること。	<input type="checkbox"/>

【メモ欄】